2017年度 矯正・保護課程 施設参観 参観先施設概要一覧 【春季】

参観日	施 設 名	所在地	概 要	収容定員等
2月6日（火）	更生保護法人 西本願寺白光荘	京都市	更生保護施設は、刑務所や少年院などから釈放された人や保護観察中の人などのうち、頼るべき家族や帰る家のない人などを保護観察所や家庭裁判所から委託されて収容保護し、その自立を促し、更生を助けることで犯罪を防止し、地域社会の安全と社会福祉に寄与する施設である。現在、更生保護施設は民間経営施設が全国に101施設あるが、<u>女性専用施設</u>は僅か7施設しかない。 西本願寺白光荘は、その7施設のうちの1施設として被保護者に宿所や食事を提供し、自立更生に必要な指導助言を行い、その更生を図ることを目的として運営し、本人に適した就職先の斡旋など、早期自立のための指導・援助を行っている。同施設は、昭和27年、浄土真宗本願寺派が更生保護会を設立し、「財団法人西本願寺白光荘」の事業を開始。昭和44年、現在地に移転し、平成8年、更生保護事業法施行に伴い、「更生保護法人西本願寺白光荘」に組織変更する。	20名
	京都刑務所	京都市	平安時代に左獄・右獄が存在。明治2年、京都府徒刑場が開設。大正11年、京都刑務所と改称。昭和2年、現在地に移転。 京都刑務所は、法務省所管の刑事施設である。刑事施設には、懲役・禁固・拘留の刑が確定した受刑者を収容する刑務所及び少年刑務所と、被疑者や被告人を収容する拘置所がある。同刑務所は、成人男子受刑者のうち、犯罪傾向が進んだ者（B指標）及び外国人（F指標）を収容している。	1,477名
2月7日（水）	京都少年鑑別所	京都市	少年鑑別所は、法務省の施設で、各都道府県に置かれている。家庭裁判所の決定により、心理学や教育学等の専門家による調査、診断の必要な非行少年が入所する。 京都少年鑑別所には、法務少年支援センターが併設されている。同センターでは、少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関，学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら，地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいる。	―
	京都医療少年院	京都府 宇治市	昭和24年、「京都少年療護院」として発足。昭和26年、「京都医療少年院」と改称。 対象者は、主に西日本の家庭裁判所において第三種少年院送致の決定を受けた少年及び少年院在院中に専門的治療や検査が必要になった少年を収容する。西日本における少年院の医療センターとしての性格を持つ医療専門の施設であるとともに、非行に関わる態度や行動上の問題の改善を図り、心身ともに健康な若者を育成するための矯正教育を実施する法務省所轄の国立の施設。	144名